

千葉県提案

～外国人介護人材の確保に向けた

在留資格「介護」の要件緩和～

令和7年4月4日（金）

千葉県



1 外国人材確保に向けた在留資格「介護」の要件緩和

現状・課題

- ❑ 本県の介護職員数は、令和22年度には約2万8千人が不足すると見込まれており、また、生産年齢人口の減少等に伴い、人材確保が一層困難となるため、外国人介護人材の確保が重要性を増している。
- ❑ 継続的な就労が可能である在留資格「介護」を付与する条件として、介護福祉士資格を有することが求められているが、「介護福祉士養成施設を卒業し、かつ、的確な介護を実践できる水準の高度な専門性・技術力」を備えた人材が、介護福祉士試験に合格しなかったことをもってわが国で就労できないことは、介護人材の確保への影響が大きい。
- ❑ 介護現場の状況等を踏まえると、在留資格「介護」を付与する条件として、すべての外国人に「介護福祉士資格によって担保されている高度な専門性・技術力」まで求めることは必須ではない。このため、在留資格「介護」が担保しようとする専門性・技術力を国家資格の取得という知識レベルだけでなく、知識レベルと実践的スキルの両面から、より実態に合った確認方法が求められている。

提案内容と効果

◀**提案**▶ 「千葉県留学生受入プログラム」に参加している留学生を対象に、介護福祉士養成施設を卒業後、現場で求められるスキル等を有する者などに、特例で在留資格「介護」を認める。

■千葉県留学生受入プログラム

外国人材就業促進のため、在留資格「介護」を取得し、介護福祉士として県内介護施設での就労を目指す外国人留学生と受入れる介護施設を一体的に支援。

- ① マッチング支援 (日本語学校から施設就労までを繋ぐ)
- ② 学費・居住費の支援 (留学生に支給する施設に県が補助)

■養成施設を卒業した留学生に係る在留資格

・介護福祉士試験に合格しなかった場合、令和8年度卒業生までは、経過措置により介護福祉士となれ、在留資格「介護」を付与されるが、令和9年度卒業生以降は在留資格「特定技能1号」が付与されることとなり、在留期間上限の5年以内に試験に合格しなければ、継続的に就労できなくなる。

・また、経過措置終了により、在留資格「介護」を取得するハードルが上がるため、留学生は日本以外の他国を選ぶことになる可能性がある。

規制緩和に係る諸要件

(現場で求められるスキル等の質を担保する仕組み)

【養成施設卒業後5年まで】

- ① 介護福祉士国家資格の取得又は介護プロフェッショナルキャリア段位制度※レベル3の認定を目指すこと (5年以内に認定を受けた場合を含む)

※平成24年度に内閣府が創設。同じ施設に勤務するアセッサー(評価者)が、介護職員の実践的スキルのレベル認定を実施。レベル3は、利用者の状態に応じた介護や多職種の連携等を行うための幅広い領域の知識・技術等を習得し、的確な介護を実践できるレベル。

- ② 同段位制度におけるアセッサー(評価者)を配置している県内介護施設・事業所に就業すること
- ③ 本県が実施する就労状況等の把握に協力すること

【上記期間経過後】

- ① 上記の者がレベル3の認定を受けていること
- ② 県内で介護業務に従事すること

規制緩和

規制緩和による効果

- ・千葉県留学生受入プログラムの参加者が、左記要件を全て満たす場合、特例で在留資格「介護」を付与。
- ・2027年から2040年までで累計で約180名の外国人介護人材を確保

期待される波及効果

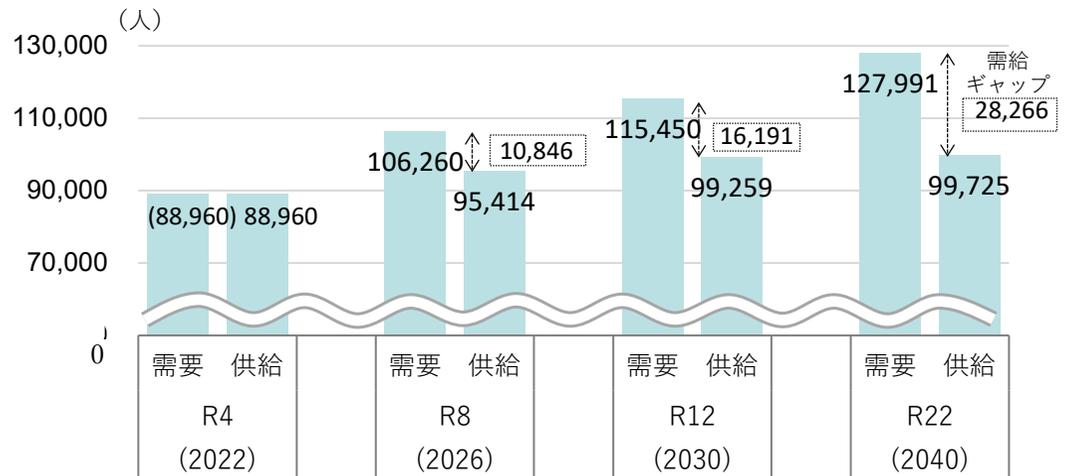
- ・介護人材の需給ギャップの改善
- ▶ 県民の生活向上
- ・外国人材等、多様な人材が活躍できる環境づくりに寄与
- ▶ 千葉県、東京圏におけるグローバルな人材受け入れの促進

本県では、将来にわたり必要な介護サービスが安定的に提供されるよう、外国人材の就業促進を含め、介護人材の確保・育成・定着に向けて総合的に取り組んでいる。



- ・しかし、介護人材の需給推計では、本県の介護職員数は、令和22年度には28,266人が不足すると見込まれている。
- ・今後、生産年齢人口の減少等に伴い、人材確保が一層困難になると見込まれる中、外国人介護人材の確保は益々重要となる。

介護人材の需給推計（千葉県）



(資料) 第9期介護保険事業計画に基づく推計

需要：介護サービス見込量をもとに推計

供給：現在の離職率、入職者数、離職者のうち介護職への再就業の割合等を勘案して推計



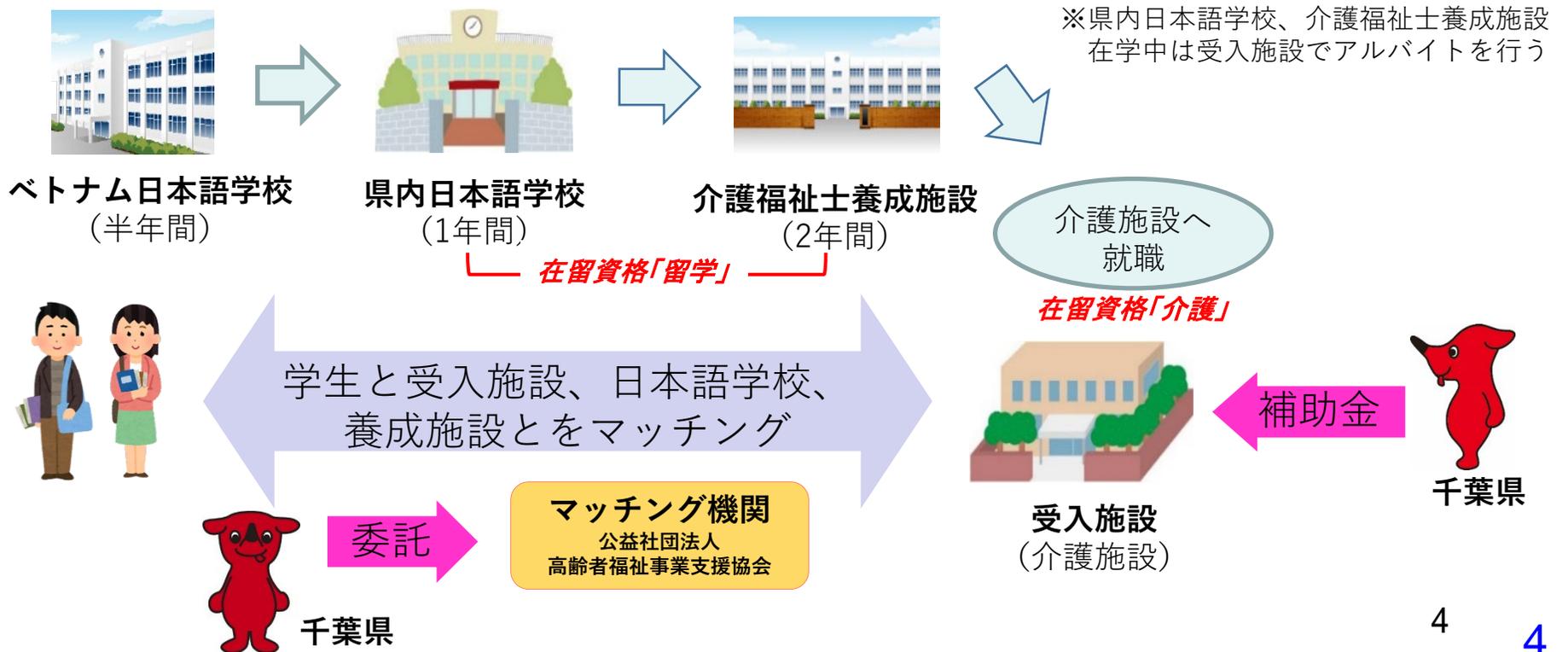
介護職への就業を目指す留学生を現地日本語学校から就業まで切れ目なく支援する「千葉県留学生受入プログラム」の実績を活かし、外国人介護人材の活用に関する特例措置を創設いただき、県内の留学生が習得した知識・技能を活かして継続的に就労することで、介護人材不足の改善を図りたい。

3 千葉県留学生受入プログラム（概要）①

外国人材の就業を促進するため、在留資格「介護」を取得し、介護福祉士として県内介護施設で就労することを目指す外国人留学生と、受け入れる介護施設を一体的に支援する「千葉県留学生受入プログラム」を、令和元年度から実施している。

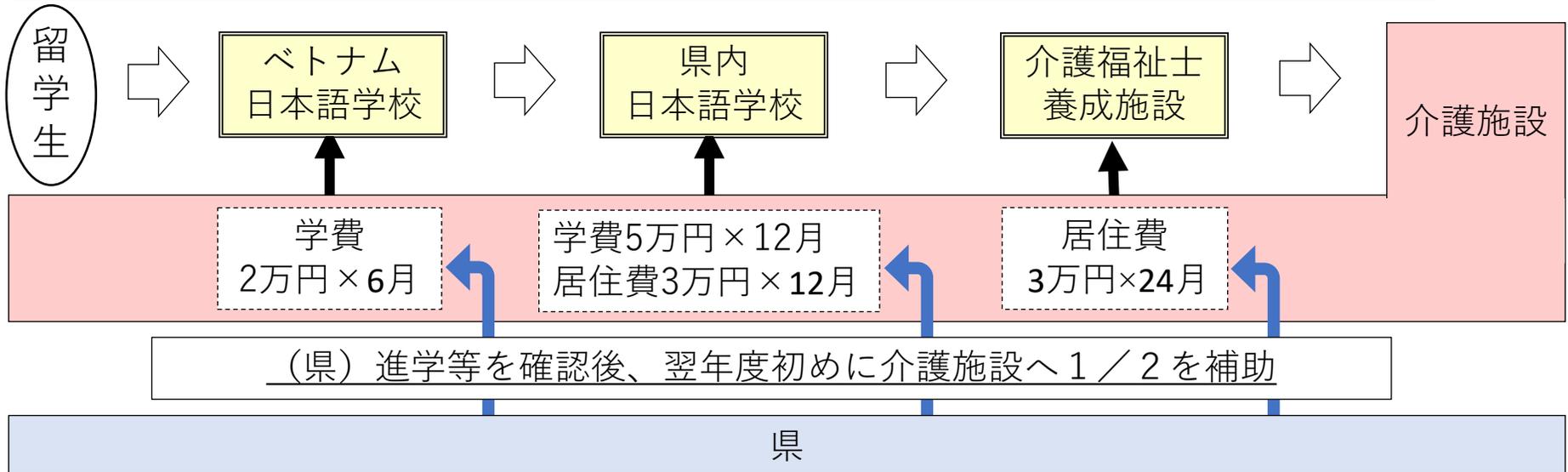
① マッチング支援

- ・【現地マッチング】 県とマッチング機関が、ベトナム日本語学校から施設就労までをつなぐ。
- ・【県内マッチング】 県内日本語学校や養成施設在学中から参加するケースもある。



②学費及び居住費の支援

ベトナム日本語学校及び県内日本語学校、介護福祉士養成施設に在籍する留学生の学費と居住費に対して、県内の介護施設が助成を行い、県はその1/2を補助する。



事業参加団体	助成対象	介護施設からの助成金（年）	左のうち 県からの補助金（年）	【参考】 介護福祉士修学資金 （県社協による貸付）
現地日本語学校（5校）	学費	120,000円	60,000円	
県内日本語学校	学費	600,000円	300,000円	
	居住費	360,000円	180,000円	
介護福祉士養成施設	学費			840,000円×2年
	居住費	360,000円×2年	180,000円×2年	

	県内日本語学校	介護福祉士養成施設	受入施設（介護施設）
参加基準	<ul style="list-style-type: none"> ①日本語教育機関等告示「出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件（平成2年法務省告示第145号）」別表第1に掲げられた千葉県に所在する日本語教育機関であること。 ②東京出入国在留管理局から適正校と位置づけられていること。 ③原則として、卒業生が県内介護福祉士養成施設へ入学した実績があること。 	<ul style="list-style-type: none"> ①養成期間は2年間であること。 ②前年度の介護福祉士国家試験において全体又は留学生を除き70%以上の合格率があること。ただし、入国後、介護福祉士養成施設への入学が可能な留学生（日本語能力試験（JLPT）N2相当以上の日本語能力を有している者。）の受入が可能な場合は、この限りでない。 ③原則として、卒業生が県内介護施設で就労している実績があること。 	<p>介護保険法に規定する</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設、 ・介護老人保健施設、 ・介護療養型医療施設、 ・介護医療院、 ・特定施設入居者生活介護（外部利用型は除く）、 ・認知症対応型入居者生活介護のいずれかであること。 <ul style="list-style-type: none"> ・1施設あたり2名以上の外国人職員を受け入れること。 ・県内日本語学校、介護福祉士養成施設に<u>在学中は、原則として当該留学生をアルバイトとして雇用し、賃金は日本人と同等以上とすること。</u>
主な役割	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生が1年の教育期間に日本語能力試験JLPTの7月の試験においてN4、12月にN3を取得するとともに、<u>卒業時にN2相当となるように、親切かつ真摯に日本語教育を行うこと。</u> 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・留学生が<u>介護福祉士国家資格を取得できるよう、親切かつ真摯に教育を行うこと。</u> ・日本語能力が低く、授業への対応が困難なものには適宜補講を実施するなど十分なサポートを行うこと。 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>正式採用後の報酬額及びその他待遇は、日本人が従事する場合と同等以上とすること。</u> ・外国人介護職員に対する生活面でのサポート担当、介護現場でのサポート担当を配置すること。 ・留学生の住居の確保については十分なサポートを行うこと。 等

6 千葉県留学生受入プログラム（実績）

※令和7年2月1日現在

- ☑千葉県留学生受入プログラムは、令和元年度にスタートして以降、現在6期生まで受け入れている。
- ☑各マッチングへの参加時期、「県内マッチング」実施時点での在学状況、新型コロナ拡大に伴う入国の遅れ等の事情によって、同じ期でも在学状況や就職時期が異なる。
- ☑現時点で264名が参加しており、うち78名が就職済（離職者なし）、186名が在学中。
- ☑就職済の78名のうち介護福祉士国家試験の合格者は42名（合格率54%）。

（単位：人）

	在学中					就職済					期別計
	現地日本語	県内日本語	養成1年	養成2年	在学計	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	就職計	
1期生					0	1	16	1	34	52	52
2期生				35	35			13	2	15	50
3期生				27	27			1	10	11	38
4期生			41	3	44					0	44
5期生	14	44			58					0	58
6期生	21	1			22					0	22
計	35	45	41	65	186	1	16	15	46	78	264

（就職済78名） 介護福祉士国家試験の状況		
受験者	合格者	合格率
52	21	40%
15	12	80%
11	9	82%
78	42	54%

↳離職者なし

現行制度

- ☑ 在留資格「介護」は、介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動に認められ、継続的な介護の就労が可能である。

※出入国管理及び難民認定法第2条の2

- ☑ 介護福祉士国家資格は、昭和62年の「社会福祉士及び介護福祉士法」の制定により創設され、当初は養成施設の卒業のみで資格を取得できた。

平成19年の法改正により、養成施設卒業者は、国家試験に合格しなければ資格を付与しない仕組みに見直された（法の施行は平成29年4月1日）。

また、平成28年の法改正により、同仕組みについて経過措置を講じることとされた。

- ☑ 現在、経過措置により、養成施設を令和8年度までに卒業した者は、卒業年度の翌年度から5年間は国家試験に合格しない場合でも介護福祉士となることができる。また、卒業翌年度から継続して5年間介護業務に従事した場合、国家試験に合格しない場合でも5年後以降も引き続き介護福祉士となることができる。

※社会福祉士法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律附則第6条の2

令和9年度以降の状況

- ☑ 経過措置の終了に伴い、介護福祉士国家試験に合格しなかった留学生は在留資格「特定技能1号（介護）」に移行することとなり、以下の状況となる。

【特定技能1号（介護）】

- ・ 当該留学生は、在留期間の上限である5年以内に国家試験に合格しなければ、5年を超える就労はできない。
- ・ 受入施設は、特定技能制度の活用に伴う各種手続きや支援などの義務を負うことになる。

- ☑ 在留資格「介護」を取得するハードルが上がるため、留学生は日本以外の他国を選ぶことになる可能性がある。

9 外国人介護人材の就労状況

- ☑ 千葉県留学生受入プログラム参加者は、養成施設で2年間（1,800時間）学習して知識・技能を習得しているため、国家試験の合否にかかわらず問題なく就労できており、受入施設にとって貴重な人材となっている。
- ☑ 一般的に、介護人材は国家資格を有していても、最初からリーダーや指導者としての役割や高度な技術を要する介護業務を担っていることは少なく、大半が一般職として介護業務に従事している。
- ☑ 介護現場における外国人材に期待される役割も、まずは一般職としての的確な介護業務の実践であり、その後、継続的に介護業務に従事する中で指導者等の役割が求められる。

国の考え方

在留資格「介護」の付与にあたっては、介護福祉士の国家資格を有することをもって高度な専門性・技術力を持つことの担保としている。

千葉県の考え方

- ☑ 介護現場の状況を踏まえると、外国人の介護人材の確保がますます重要となっている中、養成施設を卒業し、一定の知識と能力を持った外国人が、国家試験に合格しなかったことをもってわが国で就労できないことは、介護人材の確保への影響が大きい。
(特定技能に移行したとしても、5年の上限があり、その間に介護福祉士資格を取得できない場合は帰国せざるを得ない可能性がある。)
- ☑ また、外国人材が継続的に介護業務に従事するための条件として、全ての外国人に「国家資格によって担保されている高度な専門性・技術力」まで求めることは必須ではなく、「養成施設で専門的な技術・知識を習得し、かつ、介護の現場で指示等がなくとも的確な介護を実践できる水準の高度な専門性・技術力」を備えた人材が求められている。
- ☑ 以上のことから、在留資格「介護」の活動に際し担保しようとする専門性・技術力を、国家資格の取得という知識レベルだけで計るのではなく、知識レベルと実践的スキルの両面から、より実態に合った確認方法を導入するべきである。

「千葉県留学生受入プログラム」に参加している留学生を対象に、介護福祉士養成施設を卒業後、現場で求められるスキル等を有する者などに、特例で在留資格「介護」を認めていただきたい。

現場で求められるスキル等の質を担保する仕組み

【介護福祉士養成施設卒業後5年を経過するまでの間】

- ①介護福祉士国家資格の取得又は介護プロフェッショナルキャリア段位制度※レベル3の認定を目指すこと（5年以内に認定を受けた場合を含む）

※平成24年度に内閣府が創設。同じ施設に勤務するアセッサー（評価者）が、介護職員の実践的スキルのレベル認定を実施。レベル3は、利用者の状態に応じた介護や多職種の連携等を行うための幅広い領域の知識・技術等を習得し、的確な介護を実践できるレベル。

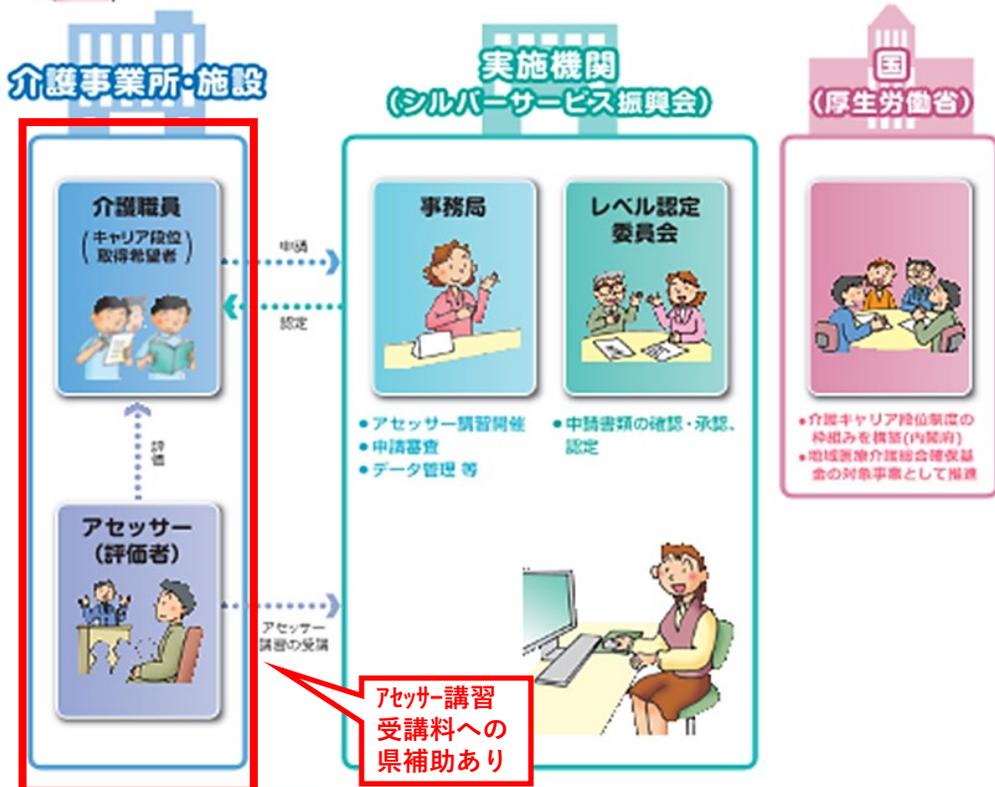
- ②同段位制度におけるアセッサーを配置している県内介護施設・事業所に就業すること
- ③本県が実施する就労状況等の把握に協力すること

【上記の期間経過後】

- ①上記の者が、レベル3の認定を受けていること
- ②県内で介護業務に従事すること



キャリア段位制度のしくみとは？



<キャリア段位制度への取組みの流れ>

- ①職員の評価を行うためには、事業所・施設内にアセッサー(評価者)を養成します(講習の受講・修了)。
- ②アセッサーは、業務を通じて職員の実践的スキルを評価します。
- ③評価を受けた職員はレベル認定委員会にレベル認定を申請し、認定を受けます。

各レベルの認定基準

(下表の基準により、実践的スキルと知識の両面から評価)

レベル4	<ul style="list-style-type: none"> ○チーム内でのリーダーシップ ○部下に対する指示・指導 ○本レベル以上が「アセッサー」になれる
レベル3	<ul style="list-style-type: none"> ○利用者の状態に応じた介護や多職種の連携等を行うための幅広い領域の知識・技術等を習得し、的確な介護を実践
レベル2	<ul style="list-style-type: none"> ○一定の範囲で利用者ニーズや状況の変化を把握・判断し、それに応じた介護を実践 ○基本的な知識・技術を活用し、決められた手順等に従って、基本的な介護を実践
レベル1	<ul style="list-style-type: none"> ○初任者研修により、在宅・施設で働く上で必要となる基本的な知識・技術を習得

評価基準

実践的スキル	アセッサーが、介護職員の日頃の仕事の様子や業務の記録等を見て、以下の項目に基づき、各レベルの基準に達しているかを評価。 <ul style="list-style-type: none"> ・基本介護技術の評価 ・利用者視点での評価 ・地域包括ケアシステム、リーダーシップ 	
知識	レベル4	介護福祉士 ※国家試験義務付け前においては、介護福祉士養成課程修了によりレベル4とする
	レベル3	介護福祉士養成課程又は実務者研修修了
	レベル2	レベル1と同様
	レベル1	介護職員初任者研修修了

介護福祉士養成施設を卒業した留学生が千葉県で継続的に介護業務に従事することにより、介護人材の需給ギャップの改善につながり、県民の生活の質の向上が図られる。さらには、外国人材等、多様な人材が活躍できる環境づくりにより、千葉県、ひいては東京圏におけるグローバルな人材の受入が促進される。

【本特例措置による外国人介護人材確保数】
2027年から2040年までの14年間の累計 約180名

【推計方法】

- ①千葉県留学生受入プログラム参加人数
年間50名程度
 - ②介護福祉士国家試験合格率（R5年度全国実績）
新卒留学生52.3%、既卒留学生12.1%
 - ③年間50名が6回受験した場合の不合格者数
約13名

$$[50 \times (1-0.523) \times (1-0.121) \times (1-0.121) \times (1-0.121) \times (1-0.121) \times (1-0.121)] \div 13 \text{名}$$
- 13名 × 14年間 ÷ 180名



仮に留学生全体に拡大した場合、
180名 × 248 / 50 ÷ 900名

(単位：人)

	入学定員	入学者数	留学生
千葉県内 介護福祉士 養成施設 12校12課程	575	387	248

14 (参考) 在留資格の比較

	制度の目的	資格	介護の知識	実践的スキル	在留期間	家族の帯同	受入調整機関等	勤務できるサービス
在留資格「介護」	専門的・技術的分野への外国人労働者の受入れ	介護福祉士	介護福祉士国家試験で確認	(確認しない)	永続的な就労可能	可能	なし	制限なし
千葉県提案 在留資格「介護」 (特例措置)		介護福祉士養成施設卒業及び卒業後5年以内に介護プロフェッショナルキャリア段位制度レベル3	介護プロフェッショナルキャリア段位制度レベル3認定で確認 (利用者の状態に応じた介護や多職種の連携等を行うための幅広い領域の知識・技術等を習得し、的確な介護を実践できるレベル)				・アセッサーを配置している介護施設・事業所への就業 ・千葉県が就労状況の把握に関与	
特定技能1号「介護」	人手不足対応のため一定の専門性・技能を有する外国人の受入れ	なし	入国前の試験で確認 ※技能実習3年を修了した者または介護福祉士養成施設を卒業した者は試験を免除	(確認しない)	最長5年	不可	登録支援機関によるサポート	制限あり (訪問系サービスは不可)

15 (参考) 求められる知識・技能の比較

特例措置における養成施設卒業者は、養成施設において学習を長時間しており、かつ、キャリア段位制度レベル3により介護の技能を習得していることが証明されているため、特定技能1号と比較して基本的に知識・技能が高い水準にあると言える。

	求められる知識・技能
千葉県提案 在留資格「介護」(特例措置)	<ul style="list-style-type: none">・介護福祉士養成施設卒業 (入学時に日本語能力試験N2程度) (2年間で基礎知識から専門的な知識・技能の習得のため1,800時間のカリキュラムを終了)・キャリア段位制度レベル3 ※日本語で介護ができることが前提 (知識：介護福祉士養成課程または実務者研修※1の修了者) (技能：利用者の状態に応じた介護や他職種との連携等を行うための幅広い領域の知識・技術を習得し、的確な介護を実践できる※2) <p>※1 専門的な知識と実践的な技術の習得のための450時間の研修(介護福祉士養成施設における到達目標と同等の水準の知識・技能の獲得が目標)</p> <p>※2 技能実習3号修了者(5年目)と概ね同水準</p>
特定技能1号「介護」	<ul style="list-style-type: none">・介護技能評価試験(現地語)・国際交流基金日本語基礎テストまたは日本語能力試験N4以上・介護日本語評価試験(ある程度の介護用語を理解しており、介護現場で働く上で支障がない程度のレベルの日本語能力) <p>※上記試験対策として、介護の基礎知識の習得等に要する一般的な学習時間は600~950時間</p> <p>※技能実習2号修了者(3年目)と同水準(2号修了者は特定技能1号へ移行できる)</p>

出入国管理及び難民認定法 (抜粋)

(在留資格及び在留期間)

第二条の二 本邦に在留する外国人は、出入国管理及び難民認定法及び他の法律に特別の規定がある場合を除き、それぞれ、当該外国人に対する上陸許可若しくは当該外国人の取得に係る在留資格（高度専門職の在留資格にあつては別表第一の二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又はそれらの変更に係る在留資格をもつて在留するものとする。

2 在留資格は、別表第一の上欄（高度専門職の在留資格にあつては二の表の高度専門職の項の下欄に掲げる第一号イからハまで又は第二号の区分を含み、特定技能の在留資格にあつては同表の特定技能の項の下欄に掲げる第一号又は第二号の区分を含み、技能実習の在留資格にあつては同表の技能実習の項の下欄に掲げる第一号イ若しくはロ、第二号イ若しくはロ又は第三号イ若しくはロの区分を含む。以下同じ。）又は別表第二の上欄に掲げるとおりとし、別表第一の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる活動を行うことができ、別表第二の上欄の在留資格をもつて在留する者は当該在留資格に応じそれぞれ本邦において同表の下欄に掲げる身分若しくは地位を有する者としての活動を行うことができる。

別表第一の二 (抜粋)

在留資格	本邦において行うことができる活動
介護	本邦の公私機関との契約に基づいて介護福祉士の資格を有する者が介護又は介護の指導を行う業務に従事する活動

社会福祉士法等の一部を改正する法律第5条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法の一部を改正する法律附則 (抜粋)

(社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴う経過措置)

介護福祉士養成施設卒業者など

第六条の二 この法律の施行の日から令和九年三月三十一日までの間に社会福祉士及び介護福祉士法第四十条第二項第一号から第三号までのいずれかに該当するに至った者（前条の規定により介護福祉士となる資格を有する者を除く。）は、新法第三十九条の規定にかかわらず、当該該当するに至った日（以下「要件該当日」という。）以後要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から起算して五年を経過する日（次項及び次条において「五年経過日」という。）までの間、介護福祉士となる資格を有する。

介護福祉士試験に合格した者は介護福祉士となる資格を有する。

2 前項の規定により介護福祉士となる資格を有するものとされた者（五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格した者を除く。以下「要件該当者」という。）が受けた介護福祉士の登録は、当該要件該当者が五年経過日までの間に介護福祉士試験に合格しなかったときは、五年経過日にその効力を失うものとする。

第六条の三 要件該当者であつて、五年経過日までの間に介護福祉士の登録を受けたものが、要件該当日の属する年度の翌年度の四月一日から五年経過日までの間継続して介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第七十二号）12附則第十三条第九項の規定により読み替えて適用する同法第五条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法第二条第二項に規定する介護等の業務に従事した場合には、新法第三十九条及び前条第二項の規定にかかわらず、五年経過日の翌日以後においても、介護福祉士となる資格を有する。